

財務大臣 麻生 太郎 様

株式会社国際協力銀行  
代表取締役総裁 前田 匡史 様

## インドネシア・チレボン石炭火力発電事業 拡張計画

### 貸付実行の一時停止と贈収賄疑惑に係る徹底調査・説明責任を求める要請書

国際環境 NGO FoE Japan  
「環境・持続社会」研究センター（JACSES）  
気候ネットワーク

私たちは、国際協力銀行（JBIC）が2017年11月14日以降、貸付を実行しているインドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業 拡張計画（2号機。1,000メガワット）について、本年8月5日付で「インドネシア・チレボン石炭火力発電事業 拡張計画 関係者の不正行為に関するJBICによる説明責任と貸付実行停止を求める要請書」をJBIC代表取締役総裁宛てに提出しました。しかし、その後のJBICの対応については、本年10月1日に開催された第71回財務省・NGO定期協議の場における財務省及びJBIC担当者の回答から、JBICが本贈収賄疑惑に係る事実関係の確認を第三者には行なっておらず、本拡張計画の事業関係者のみに行なった結果、贈収賄の事実を確認できなかったため、本拡張計画への貸付実行を継続していると理解しております。

今般、前チレボン県知事がチレボン石炭火力・拡張計画も含む複数のマネーロンダリングの件で容疑者認定された<sup>1</sup>こと、また、本拡張計画のEPC契約者である韓国企業・現代建設の役員が本贈収賄疑惑に関連して本年4月からインドネシア国外への渡航禁止措置下にあり<sup>2</sup>、本贈収賄疑惑に係る証人としてインドネシア汚職撲滅委員会（KPK）の尋問を受けた<sup>3</sup>ことが明らかになったことを受け、私たちは改めて、JBICが本拡張計画に対する貸付実行を速やかに一時停止した上で、本贈収賄疑惑の事実関係に係る徹底的な調査を行ない、同調査結果について透明性のある形で説明責任を果たすよう要請します。

前チレボン県知事については、複数の贈収賄の容疑で昨年10月に逮捕され、本年5月22日にチレボン石炭火力・拡張計画ではない別件に係る贈収賄事件において、5年の実刑判決がすでに言い渡されておりました。本拡張計画に係る贈収賄疑惑については、その前チレボン県知事の別件の贈収賄事件に係る判決文（2019年5月22日付）<sup>4</sup>のなかで、情報が詳細に記載されており、その後もKPKによる

<sup>1</sup> <https://m.cnnindonesia.com/nasional/20191004215727-12-436901/kpk-sebut-duit-korupsi-bupati-sunjaya-diduga-mengalir-ke-pdip> ; <https://m.detik.com/news/berita/4734206/rincian-sumber-rp-51-m-di-kasus-eks-bupati-cirebon-ada-terkait-pltu>

<sup>2</sup> <https://news.detik.com/berita/d-4734251/2-saksi-termasuk-gm-hyundai-dicegah-ke-ln-di-kasus-eks-bupati-cirebon>

<sup>3</sup> <https://cnnindonesia.com/nasional/20191008212212-12-437917/kpk-cecar-petinggi-hyundai-soal-aliran-dana-pltu-2-cirebon> ; <https://nasional.kompas.com/read/2019/10/08/21255111/periksa-petinggi-hyundai-kpk-dalami-dugaan-suap-ke-eks-bupati-cirebon> ; <https://news.detik.com/berita/d-4738774/periksa-gm-hyundai-kpk-dalami-izin-pltu-2-di-kasus-eks-bupati-cirebon>

<sup>4</sup> <https://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/6395081793cc605eddda4c2add7e7545>。現地 NGO は同ページでの判決文の公開を2019年7月22日に確認。

調査が続けられてきました<sup>5</sup>が、本年 10 月 4 日に開かれた KPK の記者会見の場で、本拡張計画を含む複数のマネーロンダリングに関わったとして、前チレボン県知事が再び容疑者認定された形となっています。

複数の報道<sup>6</sup>によると、同記者会見における KPK の発表内容には、チレボン石炭火力・拡張計画に関連した以下のような情報が含まれています。

- ・ 前チレボン県知事が受領した 510 億ルピア（約 3 億 8,700 万円）にもものぼる不正資金のうち、約 60 億 4,000 万ルピア（約 4,600 万円）は本拡張計画の許認可関連のものである。
- ・ 本拡張計画の EPC 契約者である現代建設のゼネラルマネージャー Herry Jung 氏、および、チレボン県ブブル郡長の Rita Susana 氏は、本年 4 月 26 日から 10 月 26 日にかけての 6 ヶ月間、インドネシア国外への渡航禁止措置がとられている。
- ・ 同 2 名は、KPK が 9 月 13 日以降に調査を行なっている 146 名の証人のなかに含まれている。

そして、今週 10 月 8 日には、現代建設ゼネラルマネージャーの Herry Jung 氏が KPK の調査を受け、チレボン石炭火力・拡張計画に関連して贈賄疑惑のある資金が供与されるに至った経緯や本拡張計画の許認可に係る尋問を受けたことが、複数の報道<sup>7</sup>で伝えられています。

加えて、上述のような本贈収賄疑惑に係るインドネシアでの調査の動きと前後して、今週 10 月 7 日には、韓国国会の国政監査の場で、チレボン石炭火力・拡張計画に係る質疑がなされ、本贈収賄疑惑については、現代建設の役員が出席して、資金提供に関する説明を行なった<sup>8</sup>とのことです。

チレボン石炭火力・拡張計画に係る許認可は、本拡張計画の初期段階から違法性に係る重大な懸念が示されてきた問題の一つです。JBIC 等の銀行団が 2017 年 4 月 18 日に本拡張計画に係る貸付契約を締結した後も、2017 年 11 月 14 日まで初回貸付を実行できなかった<sup>9</sup>のは、貸付契約締結日の翌日 4 月 19 日に出されたバンドン地裁による環境許認可の取消判決が理由であり、同取消判決の根拠は、チレボン県空間計画への違反でした。

JBIC はその後、2017 年 7 月 17 日に発行された新たな環境許認可を『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』（以下、ガイドライン）に則り精査の上、ガイドライン適合性が確認できたことから初回貸付を実行したと説明<sup>10</sup>してきました。しかし、現在、上述のとおり、本贈収賄疑惑がチレボン石炭火力・拡張計画の許認可に関連したものである旨を KPK が明言しており、また、2019 年 5 月 22 日付の判決文<sup>11</sup>のなかでも、前チレボン県知事がチレボン県議会議長に対し、チレボン県空間計画に関連して資金を供与したことが言及されています。

チレボン石炭火力・拡張計画の許認可に関連した贈収賄疑惑で、前チレボン県知事が KPK によってすでに容疑者認定され、また、EPC 契約者である現代建設の役員が KPK の調査を受けていることを重く受け止め、JBIC はまず、本拡張計画に対する貸付実行を一時停止し、より厳格なデューデリジェンスを実施すべきです。貸付実行に係る適切な可否判断を行なうためにも、本拡張計画に係る許認可のガイドライン適合性の再精査を含む、本贈収賄疑惑の事実関係に係る徹底的な調査が行なわれなくてはなりません。

---

<sup>5</sup> <https://nasional.tempo.co/read/1214174/kpk-masih-telusuri-dugaan-suap-bupati-cirebon-dari-proyek-pltu-2> ; <https://jabar.pojoksatu.id/cirebon/2019/06/21/nama-nama-pimpinan-dprd-kabupaten-cirebon-garapan-kpk/>

<sup>6</sup> 脚注 1 及び 2 を参照

<sup>7</sup> 脚注 3 を参照

<sup>8</sup> [http://imnews.imbc.com/replay/2019/nwtoday/article/5535190\\_24616.html](http://imnews.imbc.com/replay/2019/nwtoday/article/5535190_24616.html)

<sup>9</sup> <https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2017/1114-58532.html>

<sup>10</sup> 脚注 9 を参照

<sup>11</sup> 脚注 4 を参照

また、JBIC は本贈収賄疑惑に係る調査を行なうにあたり、事業関係者からの情報のみに依存するのではなく、KPK など第三者への聴取やインドネシアにおける裁判関係書類の入手も行ないながら、事実関係を確認すべきです。本年 6 月 10 日に開催された第 70 回財務省・NGO 定期協議<sup>12</sup>において、JBIC は、「JBIC の行為に帰責性ありとして（現代建設から）損害賠償請求がなされる」可能性から、捜査当局である KPK に「政府機関である JBIC が接触することは適切ではないとの弁護士からの助言」があるため、KPK への聞き取りや情報請求は難しいとの見解を示していました。しかし、現代建設の役員がすでにインドネシア国外への渡航禁止措置下で KPK による尋問を受け、また、韓国国会の質疑の場に現代建設の別の役員が招聘されている現段階に至っては、JBIC が捜査当局と接触したことに帰責性があるとして損害賠償請求が起こされる可能性は低いと考えられます。

さらに、前回提出した 2019 年 8 月 5 日付の要請書の繰り返しになりますが、JBIC が関わるいかなる支援事業も、不正行為がない状態で適正に実施される必要があることは言うまでもありません。日本の公的輸出信用機関である JBIC の支援事業において、贈収賄等の不正行為が認められる場合、日本の公的支援事業に対する国民および国際社会の信頼を失うリスクもあります。したがって、私たちは、JBIC が本拡張計画に対する貸付実行をこれ以上継続する前に、本拡張計画に係る贈収賄疑惑に関する調査結果について、JBIC が透明性のある形で国内外への説明責任を果たすことを強く要求します。JBIC が仮に本拡張計画に対する貸付実行を継続するのであれば、JBIC は本拡張計画に贈収賄が関わっていないという信憑性のある証拠とともに、国内外への明確な説明を行なうべきです。

以上

Cc: 経済産業大臣 菅原 一秀 様  
株式会社 日本貿易保険 代表取締役社長 黒田 篤郎 様  
株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ  
取締役 代表執行役社長 グループ CEO 三毛 兼承 様  
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役社長 太田 純 様  
株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役社長 坂井 辰史 様

【連絡先】

国際環境 NGO FoE Japan（担当：波多江・杉浦）  
〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9  
Tel：03-6909-5983 Fax：03-6909-5986

---

<sup>12</sup> <http://jacses.org/492/>